

小郡市地域ケア会議設置要綱

(設置)

第1条 支援や介護等を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することを目指し、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、福祉、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築していくことを目的として、小郡市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 地域ケア会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者の個別ケースについて、支援内容を検討すること。
- (2) 課題解決のための地域の包括的支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域課題の発見及び情報の共有に関すること。
- (4) 課題解決のための地域づくり、資源開発等の検討に関すること。
- (5) 課題解決のための施策提言及び施策立案に関すること。
- (6) その他地域包括ケアシステム構築のため協議を必要とする事項に関すること。

(組織)

第3条 地域ケア会議は、協議する内容及び会議の議題に応じて、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 介護保険サービス事業所職員
- (2) 保健医療機関職員
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 地域包括支援センター職員
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

(会議)

第4条 地域ケア会議には、次に掲げる会議を設ける。

- (1) 自立支援型ケア会議
- (2) 個別支援型ケア会議
- (3) 地域課題検討ケア会議
- (4) 地域ケア推進会議

2 前項各号に掲げる会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

(守秘義務)

第5条 地域ケア会議に出席した者は、地域ケア会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センターが処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。